

STOP! しわ寄せ

～神奈川働き方改革会議は、下請等中小事業者の働き方改革の取組を積極的に支援します～

働き方改革関連法の施行により、「時間外労働の上限規制」や「年5日の年次有給休暇の確実な取得」を始めとする改正事項が順次適用される中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります

「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、同時に推し進めることが必要です

私たちは、この認識を共有するとともに、「働き方改革」を積極的かつ継続的に推進するため、「しわ寄せ」防止に取り組んでまいります



(しわ寄せ防止特設サイト)

(しわ寄せ防止特設サイト)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/shiwayoseboushi/index.html

神奈川働き方改革会議

(構成員)

神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市
(一社) 神奈川県経営者協会、神奈川県中小企業団体中央会
(一社) 神奈川県商工会議所連合会 神奈川県商工会連合会
(一社) 神奈川経済同友会

日本労働組合総連合会神奈川県連合会

(特別構成員)

関東経済産業局、神奈川県信用金庫協会、(株) 横浜銀行、
(株) 神奈川銀行、城南信用金庫、神奈川県社会保険労務士会